

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成26年9月5日（金曜日）
午前9時29分～午後0時30分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 三好睦子 副委員長
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員
山中佳子 委員 高木法生 委員
岡山 隆 委員 馬屋原 眞一 委員
4. 欠席委員 西岡 晃 委員
5. 出席した事務局職員
石田 淳 司 議会事務局長 大塚 享 議会事務局係長
野尻 登志枝 議会事務局企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁 美 副 市 長 高橋 睦 夫 病院事業管理者
波佐間 敏 総 務 部 長 篠田 洋 司 市長統合戦略局長
田 辺 剛 総合政策部長 井上 孝 志 市民福祉部長
杉原 功 一 市民福祉部次長 三浦 洋 介 市民福祉部次長
松野 哲 治 上下水道事業局長 倉重 郁 二 美東総合支所長
奥田 源 良 秋芳総合支所長 金子 彰 病院事業局管理部長
久保 毅 会 計 管 理 者 小田 正 幸 監査委員事務局長
阿野 一 俊 消 防 長 大野 義 昭 総 務 課 長
白井 栄 次 財 政 課 長 佐々木 昭 治 企画政策課長
古屋 敦 子 高齢福祉課長 三戸 昌 子 管理業務課長
矢田部 繁 範 施 設 課 長 古屋 壮 之 経営管理課長
岡崎 輝 義 市立病院事務長 池田 正 義 美東病院事務長
松永 潤 消防本部次長
7. 会議の次第は次のとおりである

午前9時29分 開会

○委員長（河本芳久君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。なお、本委員会には西岡委員が欠席届を出されております。御報告しておきます。先の本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案13件につきまして、これから審査をしたいと思っております。御協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、議案第1号平成25年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） それでは、黒い背表紙の水道事業決算書を御用意くださいませ。

議案第1号平成25年度美祢市水道事業会計の決算の認定について、御説明をいたします。決算書の1ページ、2ページをお開きください。

平成25年度美祢市水道事業決算報告書でございます。まず収益的収入及び支出でございます。ページ上の表、収入の消費税込みの決算額でございます。上水道事業収益は2億2,438万7,684円でございます。簡易水道事業収益は、4行目でございますが、3億8,309万1,852円でございます。一番下の行をご覧ください。上水道事業収益と3簡易水道収益を合わせまして、収入は6億747万9,536円になりました。

次に、収益的支出を御説明します。下の表をご覧ください。支出の消費税込みの決算額は上水道事業費2億5,353万7,390円と簡易水道事業費3億4,318万2,389円を合わせまして、一番下の行でございます。5億9,671万9,779円でございます。この結果、税込みの収入支出の差引額は1,075万9,757円の収入超過となりました。

では、3ページ、4ページをお開きください。資本的収支の御説明をいたします。資本的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、決算額は1億9,388万4,729円でございます。内訳は企業債4,420万円、繰入金7,995万3,000円、負担金及び寄附金1,000万9,729円、国庫支出金3,262万2,000円、出資金2,710万円でございます。では、下の表の資本的支出をご覧ください。

支出の決算額は4億9,108万238円でございます。地方公営企業法第26条

の規定により、平成24年度から上水道拡張事業の建設費を1,785万円繰り越しております。それを含めまして、建設改良費を2億5,000万5,857円支出しています。また、同26条の規定によりまして、1,438万5,000円を次年度に繰り越すものとしてございます。これは、6月議会で繰り越しの御報告をしておりますが、美東・秋芳簡易水道変更認可設計業務にかかる繰り越しでございます。

次に企業債償還金を2億4,107万4,381円支出いたしました。この収支の結果、資本金収入額が資本金支出額に不足する額、2億9,719万5,509円は、当年度分消費税及び地方消費税資本金の収支調整額584万9,285円及び過年度分損益勘定留保資金2億9,134万6,224円で補てんいたしました。

次に、財務諸表についての御説明をいたしますので、5、6ページをお開きください。損益計算書でございます。5ページ、一番右の列の一番下の行をご覧ください。営業損益は、9,519万4,712円でございます。6ページ、一番右の列の下から5行目をご覧ください。経常利益が696万9,377円でございます。これから特別損失の246万9,592円を差し引きますと、純利益が449万9,785円になりました。これと、前年度からの繰越利益剰余金976万3,953円と合わせますと、当年度の未処分利益剰余金は1,426万3,738円になりました。

では、7ページをお開きください。剰余金計算書でございます。この表の見方でございますが、一番左の行に資本金と剰余金の変動理由をお示ししてございます。各列は、資本金と剰余金の明細でございます。右端の列が、資本合計でございます。ページ中ほどに、当年度変動額の行をお示ししています。

変動理由としましては、一番左の行でございますが、上から、企業債の借り入れで4,420万円の増額、企業債の償還で2億4,107万4,381円の減額、改良工事等による増が国庫補助金・工事負担金を合わせまして、右ページの端になりますが、6,770万1,648円でございます。土地受贈がありませんでした。

次に設置等に関する条例第6条による処分額でございますが、これが463万5,924円の減でございます。次に繰入金、7,640万894円の増でございます。

次に当年度純利益でございますが、先ほど申し上げましたように、449万9,785円でございます。当年度の残高は、76億6,952万5,612円でございます。

次ページをお開きくださいませ。剰余金処分計算書でございますが、平成25年度

は、処分はせずに利益をすべて未処分利益剰余金とするものでございます。

次に10ページにお進みください。期末の貸借対照表でございます。まず、資産の部でございます。ページ右列下から3分の1くらいの二重線のところでございますが。固定資産流動資産合わせまして資産合計が77億4,232万732円でございます。

次に、負債の部でございます。下から3行目、修繕引当金について、御説明をいたします。固定負債の(1)引当金、イ、修繕引当金でございますが、修繕引当金は年度中に546万8,685円を取り崩しました。配水池や管等の漏水修理等に充てたものでございます。期末の引当金は268万4,231円になったものです。では、次ページにお進みください。11ページ右の列、上から4分の1ほどでございますが、固定負債と流動負債を加えました負債合計は7,279万5,120円でございます。

次に資本の部でございますが、資本金合計が一番右の列、下から2行目でございます。76億6,952万5,612円でございます。一番下の行でございます。負債資本合計は77億4,232万732円でございます。

次に、事業の御報告をいたしますので14ページ、15ページをお開きください。

建設工事の概要でございます。上水道の主な工事を申し上げますと、14ページの上から6行目からでございます。上水道の区域拡張工事の於福下地区の工事をしております。ポンプ所の建設が2,343万6,000円、計装工事が2,992万5,000円等、合わせて19件を行っております。上水道の工事費合計金額は、1億1,439万150円でございます。

次に簡易水道の工事では、広谷浄水場緩速ろ過池浮上型防藻ボード納入設置工事336万円等を行っております。16ページ、17ページに、お進みください。上から5番目でございます。美東・秋芳簡易水道緊急連絡管布設工事を648万9,000円行っております。合わせて22件、6,237万1,050円、上水簡水合計で1億7,676万1,200円を執行しております。

次に18ページをお開きください。業務の報告をいたします。事業量でございます。上水道は事項の欄2番目をご覧ください。年度末給水戸数は4,938戸でございます。5番目に行きまして、年間給水量は140万6,333立方メートルです。これは前年度比、一番右の欄でございますが、100.2パーセントでございます。下の表に移りまして、簡易水道は、3簡易水道合わせまして、2番目、給水戸数が5,4

65戸、5番目、年間給水量は149万3,019立方メートルでございます。前年度比は98.6パーセントでございます。簡水ごとの明細は、次ページ以降にお示ししてありますので、お目通しをお願いいたします。

では、22ページにお進みください。(2) 事業収入に関する事項でございます。税抜きでございます。上水、簡水合わせました営業収益の前年度対比を申し上げます、区分の欄、一番上の行でございますが、右ページをご覧ください。営業収益は前年度に比べ365万3,027円減じておりまして、前年度比は、99.1パーセントになっております。収益合計は一番下の行でございますが。前年より1,559万6,521円の減、97.4パーセントになりました。

では、次ページにお進みください。(3) 事業費に関する事項、税抜きでございます。上水、簡水合わせました営業費用は一番上の行でございますが、昨年度に比べ、右のページでございます。242万8,179円の減、前年度比が99.5パーセントでございました。

一番下の行に行かれまして、費用の合計は1,831万6,876円減じておりまして前年度比96.9パーセントでございます。それでは、26ページをお開きください。

4、会計(1) 重要契約の要旨でございます。この中で、先ほど工事については説明をいたしましたので、主な委託契約を御説明いたします。2番目の欄でございますが、美東・秋吉簡易水道変更認可設計業務が1,438万5,000円、7番目の行でございますが、美東簡易水道水源調査ボーリング業務が581万7,000円、その次の行でございます。秋吉地域水源探查業務924万円、2行下の於福簡易水道田代地区水源調査業務631万500円を委託いたしました。

最後に(2) 起債及び一時借入金の状況でございます。(イ) 企業債の項でございます。上水道第10期区域拡張施設整備事業に充当するため、上水道事業債を2,000万円、また上野、これは上野地区は導配水管の布設替え工事であります。それと於福及び麻生簡易水道の配水管布設替え工事に充当するため、簡易事業債、過疎債1,210万円ずつ、合わせて2,420万円を発行いたしました。その結果、平成25年度末の企業債残高は、28億3,609万5,928円になりました。

以上でございます。

○委員長(河本芳久君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔発言する者あり〕 御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それではこれより議案第1号平成25年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本案について、原案のとおり認定する事について御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり認定されました。次に、議案第2号平成25年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは、議案第2号平成25年度美祢市病院等事業会計の決算について御説明させていただきます。白い背表紙の決算書を御用意いただければと思います。こちらの方の2ページをお開き願います。

最初に、美祢市病院等事業会計の決算総計について御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出についてであります。収入において、第1款病院事業収益が、決算額33億927万4,710円となり、予算額に対して2,988万1,710円の増となっております。

続いて第2款介護老人保健施設事業収益では、決算額3億6,544万8,678円で、予算額に対して56万1,678円の増となっております。

最後に、第3款訪問看護事業収益では、決算額が4,092万3,676円で、予算額に対して26万8,676円の増となっております。以上合計いたしますと決算額37億1,564万7,064円となったところです。

一方、支出におきましては、まず、第1款病院事業費用が決算額34億8,810万544円で、不用額が5,864万5,456円となっております。

続いて、第2款介護老人保健施設事業費用が、決算額3億5,238万4,285円で、不用額が870万8,715円となっております。

最後に第3款訪問看護事業費用が、決算額3,821万3,767円で、不用額が109万1,233円となったところでございます。

以上合計いたしますと、決算額は38億7,869万8,596円となったところでございます。

この結果、収入支出の差引につきましては、1億6,305万1,532円の赤字

となったところでございます

次に、資本的収入及び支出についてであります。4ページをお開き願います。

まず、第1款病院事業資本的収入が決算額4億8,041万4,000円で、予算額に対して3,939万4,000円の減となっております。

続いて、第2款介護老人保健施設事業資本的収入は、決算額3,313万円で、予算額に対して130万円の減となっております。

次に、第3款訪問看護事業資本的収入は、決算額6万3,000円で、予算額と同額となっております。

以上合計いたしますと、決算額は5億1,360万7,000円となったところでございます。

一方、支出におきまして、第1款病院事業資本的支出が決算額5億9,162万3,162円で、不用額は4,496万5,838円となっております。

次に、第2款介護老人保健施設事業資本的支出は、決算額3,155万6,575円で、不用額157万8,425円となりました。

次に、第3款訪問看護事業資本的支出は、決算額8万2,950円で、不用額4万3,050円となったところでございます。

以上合計いたしますと、決算額は6億2,326万2,687円となったところでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億965万5,687円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんしたところでございます。

続きまして、本市の病院事業等の施設ごとに見た平成25年度の経営状況について、若干詳しく御説明をいたしたいと存じます。

ここでは、同じ白背表紙の美祢市病院等事業会計決算概要説明資料に基づいて、説明させていただきます。

32ページをお開き願います。はじめに、美祢市立病院の経営状況についてであります。この表の決算額は、税抜きベースでありまして、損益計算書の数値と整合させております。

まず、病院事業収益は19億7,168万1,432円で、前年度と比較しますと7,550万1,604円、3.7%の減となっております。このうち、病院医業収

益は17億2,641万3,814円で前年度より5,694万7,336円、3.2%の減となっております。なお、病院医業収益のうち、入院収益については10億6,287万406円で、入院患者数の減によりまして、前年度より7,637万853円の減となったところでございます。

また、外来収益は5億795万1,764円で、外来患者数は減少したものの診療単価の増によりまして、前年度より1,802万5,393円の増となったところでございます。

患者数については、右の説明欄にもございますが、まず入院について述べ患者数が4万3,597人、1日平均119.4人で、前年度と比較して1,564人、1日平均では4.3人の減となったところでございます。

また、外来につきましては、延べ患者数が4万9,107人、一日平均196.6人で、前年度より366人、一日平均では1.3人の減となったところでございます。

その他医業収益は、1億5,559万1,644円で、前年度より139万8,124円の増となっております。

次に病院医業外収益ですが、1億6,853万4,887円で、前年度より2,020万3,593円の減となっております。

次に病院経営改革事業収益であります、7,673万2,731円で、これは市からの補助金と管理者給与にかかる両病院からの負担金となっております。

一方、支出におきましては、病院事業費用は20億7,208万2,141円で、前年度より4,443万625円、2.2%の増となっております。

このうち、病院医業費用は19億4,238万8,056円で前年度より4,715万5,833円の増となっております。

病院医業費用におきまして、増加いたしました主な要因ですが、退職給与金を含む職員給与費の増となっております。

次に病院医業外費用は、5,829万4,243円で、これにつきましては企業債利息の減によりまして、前年度と比較して、196万6,011円の減となっております。続いて病院経営改革事業費用は、7,115万1,446円で、前年より43万333円の増となっております。

次に、特別損失が24万8,396円で、これは美祢市病院等事業使用料手数料条例の債権放棄の規定に基づきまして、診療等に係る使用料等を不納欠損処理したもの

であります。

以上の収支を差し引きいたしました1億40万709円が当年度の純損失ということになります。

続きまして、33ページ、美祢市立美東病院の経営状況について御説明いたします。

まず、病院事業収益では13億5,058万9,323円で、前年度と比較しますと2,033万3,462円、1.5%の減となっております。このうち、病院医業収益は11億1,267万6,546円で、前年度より2,001万8,827円、1.8%の減となりました。

なお、病院医業収益のうち入院収益にきましては、7億8,801万762円で、前年度より、入院患者数の減により896万6,967円の減となりました。

また、外来収益は、2億1,386万3,070円で、外来患者数の減によりまして、前年度より、1,042万8,306円の減となっております。

患者数につきましては、入院の延べ患者数が3万1,422人、一日平均86.1人、前年度と比較しまして1,168人、一日平均で3.2人の減となっております。

また、外来患者数につきましては3万3,068人、一日平均135.5人で、前年度と比較して1,322人、一日平均で4.9人の減となっております。

その他医業収益は、1億1,080万2,714円で、前年度より62万3,554円の減となっております。

次に病院医業外収益ですが、2億3,791万2,777円で、前年度より31万4,635円の減となっております。

一方、支出におきましては、病院事業費用は14億3,014万9,388円で、前年度より3,374万3,803円、2.4%の増となっております。

このうち、病院医業費用は13億6,214万2,788円で、前年度より3,526万777円、2.7%の増となっております。

病院医業費用におきまして、増加いたしました主な要因は、市立病院と同様に、退職給与金を含む職員給与費の増となっております。

次の病院医業外費用は、6,768万7,720円で、前年度と比較しまして142万1,251円の減となっております。

次に、特別損失が31万8,880円で、これにおきましても診療等に係る使用料等を不納欠損処理したものであります。

以上の収支を差し引きいたしました7,956万65円が美東病院における当年度の純損失ということになります。

次に、34ページ、介護老人保健施設グリーンヒル美祢についてでございます。

まず、介護老人保健施設事業収益は3億6,522万4,703円で、前年度と比較して320万2,171円、0.9%の増となったところでございます。

その内訳といたしまして、入所運営事業収益は2億8,636万2,593円で、入所者数の増に伴い、前年度と比較しまして、244万7,441円、0.9%の増となったところでございます。

次に、短期入所運営事業収益は1,623万7,258円で、短期入所者の減に伴い、前年度と比較すると、99万514円、5.7%の減となりました。

続いて、通所運営事業収益は4,593万71円で、こちらにつきましては、通所者数の増に伴い、前年度と比較しますと、152万4,910円、3.4%の増となりました。

利用者数につきましては、まず延べ入所者数は2万4,013人、一日平均65.8人で、昨年度と比較しますと313人、一日平均0.9人の増となっております。

次に、短期入所者は延べ1,078人、一日平均3人で、前年度と比較すると147人、一日平均0.4人の減となっております。

そして通所者数は、延べで4,600人、一日平均18.9人で、対前年度比40人、一日平均0.3人の増となっております。

次に、運営事業外収益は1,669万4,781円で、対前年度比22万334円の増となっております。

一方、支出におきましては、介護老人保健施設事業費用が3億5,237万9,710円で、前年度と比較しまして12万7,312円の増となっております。

このうち、入所運営事業費用が3億1,827万2,406円で、前年度と比較しまして68万9,943円、0.2%の増となっております。

次に、通所運営事業費用は2,075万9,600円で、前年度と比較して34万7,716円、1.6%の減となっております。

次に、運営事業外費用は1,334万7,704円で、前年度と比較して21万4,915円、1.6%の減となっております。

以上の収支を差し引きしました1,284万4,993円が、グリーンヒル美祢に

おける当年度の純利益ということになります。

次に35ページ、訪問看護ステーションについてでございます。

まず、訪問看護事業収益は4,092万1,010円で、前年度と比較して71万4,297円、1.8%の増となっております。

このうち、訪問看護事業収益は3,919万586円で、前年度と比較しまして99万9,349円、2.6%の増となっております。

利用者の数につきましては、延べ4,622人、1日平均18.9人で、前年度と比較して348人、1日平均1.5人の増となったところでございます。

次に、訪問看護事業外収益は173万424円で、前年度と比較しまして28万5,052円の減となっております。

一方で、支出についてですが、訪問看護事業費用が3,821万5,051円、前年比909万6,710円、31.2%の増となったところでございます。

このうち、訪問看護事業費用が3,789万7,430円で、907万2,352円、31.5%の、前年と比べて増となっております。

訪問看護事業費用におきまして増加した要因につきましては、職員数の増による看護職給、手当等の増によるものであります。

そして訪問看護事業外費用が31万7,621円で、前年度と比較して2万4,358円の増となったところでございます。

以上の収支を差し引きいたしました270万5,959円が、訪問看護ステーションにおける当年度の純利益ということになります。

以上で、説明とさせていただきます。

○委員長（河本芳久君） 議案第2号に対する説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは、1、2点質問させていただきます。本会議場の初日の議案上程の際には、大きな視点から私質問させていただきました。今回、平成25年度における決算で、退職者が8名であったと。まあそういったところのものが、それと入院患者、また通所患者減少していく中であって退職される方の、なんといいですか、経費、費用、こういったところのものが非常に大きな影響してきている。一生懸命、お医者さん、看護師さんががんばっても、今後高齢化によるこういった退職金の費用が影響して、このへんについての平準化して、今後の経営状況をしっかりとみ

ていかなければなりませんよということで。こういったことに関しては今後とも経営改善努力しながらやっていくという、こういったお答えがあったわけでございます。今日は、そういった大まかなことを言いましたけれども、きょうはまた別の角度からですね、見ていきましてですね。今、説明がありました介護老人保健施設グリーンヒル美祢、これは純利益として1,284万円、純利益としてプラスが出ているわけですね。まあ一生懸命されておられると。それと訪問看護ステーションについても、純利益が270万円ということで、決算として結果がプラスの結果がでている。非常に努力されているなということが、大変厳しい環境のなかでされていることはよく理解しております。

そういった中であって、これらについてはですね、いま説明があったように、入所される場所の人数が減るのではなくて、増えているからこそグリーンヒル美祢の純利益があがってきているなということがうかがえるわけですよ。それをふまえながらですね、今こういったところで努力しながら純利益がでていきますので、こういった介護老人保健施設グリーンヒル、こういったところのものをですね、さらに純利益をあげて、病院事業における収支を良くするためにですね、こういったグリーンヒル美祢の拡大と言いますか、なかなか法的な面で拡大することは難しいところがありますけれども、こういったところのもの、訪問看護ステーションとかこういったところに純利益がでるところにですね、力を注いでシフトしてですね、病院の健全化にしとくことが重要と思いますが、その辺についての考え方というのは、そういった運用ができるのかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 岡山委員の御質問にお答えします。グリーンヒル美祢は今70床ございまして、やはり老健の施設上、拡張するっていうのは、なかなか難しいかと。その辺も含めて将来ちょっと検討したいとは思いますが、現時点では拡張のことはあまり考えておりません。

それから、訪問看護ステーションですけども、これは現在、延べ1日18.1人ぐらいの方を介護といいますか訪問看護していますけれども、これは今からの地域医療ビジョンとか、それから包括ケアシステムとかそういった在宅医療の方向に、政府もシフトしていますので、このあたりはもう少し拡張、将来ですね、そういった方向で考えております。まあ、そのあたりは看護師さんの数とか、そういったことも雇用な

んかも含めてですね、今からの問題だと思いますけども、訪問看護ステーションに関しましては、少し拡張したいというふうに私個人は考えております。以上です。

○委員長（河本芳久委員） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ありがとうございます。新たな視点から、病院の経営管理責任者の方から、高橋管理者の方から説明がありまして、非常に良いことではないか思っております。特に、この訪問看護ステーションにつきましては、いろいろ新たにですね、そういった29床の小規模のそういったものをたくさんつくると、また介護給付費等が上がってきますので、その辺を押さえるためには、訪問看護ステーションの施設がありますので、そういったなかでしっかりと多くの方を受け入れながら運用していった利益を上げるとともに、介護の給付費を私は抑えることに、つながっていくのではないかと思いますので、どうか今高橋管理者のほうから前向きに、今後検討課題としてされるということで、私も良いことではないかとこのように思っています。

それとですね、あともう一点、病院における建設改良費で、そのなかで建設事業のなかの医療機器等整備事業で、特定の医療機器を導入しておりますけれども、投資的経費として入れております。これでですね、医療機器を入れて患者さんが来られる方がたくさんふえてくる。そういった形での投資的経費として医療機器を入れていく。なかなか高い機器であれば難しいけれども、そこそこの経費でですね、患者さんがきて混み合って助かるし、また患者さんが来られて、それを処置できて入院患者、外来がふえる、こういった医療機器の導入といいますか、そういったものは他市ではいろいろあるみたいですけども、この美祢市においては、その辺の初期的経費としての医療機器の導入の計画についてどのようにお考えかお尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 医療機器に関しましては、起債とかで購入するわけですけども、年次の償還の問題もありまして、そんなにいっぺんに高額の機械をですね、購入するわけにはいきません。だから、今まで購入した機器の年度償還を考慮にいれながら、できるだけ新しい機械に更新していきたいと。一つは患者さんのためでもありますし、また新しい機械を購入するということは大学から非常勤の先生方の要請といいますか、そういったこともありまして、できるだけ、許す限り予算額と収入・支出のバランスをとりながらですね、償還の問題もありまして、できるだけ購入したいと考えています。以上です

○委員長（河本芳久君） そのほかに、はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 美祢市立病院と美東病院の利用状況で、人口との割合を見たのですが、美東病院の場合、診療科目が少ないのですが、よく利用されているなと思いました。監査委員さんの意見の中に、55ページなんですけど、地域のニーズにあった医療・介護にできるようにとあります。これは昨年の監査意見書にも同じようなことが記載されていました。

美東病院の患者さんのニーズと言え、診療科目をふやしてほしい、その中でも整形外科を充実させてほしいということと、泌尿器科の復活をしてほしいという声があがっています。皆さんの広くニーズを聞くとしたら、外来の方達や入院の方達にアンケートをお願いするとか、御意見箱を置くとかをすれば、ニーズをより良く把握できるのではないかと思います。ニーズのつかみ方とかどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 池田美東病院事務長。

○美東病院事務長（池田正義君） ニーズの調査ということなんですけど、すでに美東病院で皆様の声という御意見をいただく設置箱を設置しております。すでにですね、泌尿器科についても、いつだったか覚えてないんですけど、患者さんから診療中止になった後ですね、診療復活についての御要望がありました。ただそれについては、大学からの派遣からの中止が決まっておるのでなかなか難しいと御回答を差し上げたところなんです。そのほか、整形に関しても、26年度からは1人医師をさらに増員しまして、週5日の診療体制にしております。

さまざまな要望があると思いますが、今申しあげました皆様の声を設置しておりますので、その中にですね、意見を書いていただければ、可能な範囲で対応してまいりたいと思います。以上です。

○委員長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ありがとうございます。あまり私自身が健康なので、病院行かないので、すいません。意見箱があるということに気がつきませんでした。以前に私が骨折をして、入院したときは入院病棟にあったので、ああ、これはいいなと思ったんですが、その後あまり病院と関わらないんで申し訳ありませんでした。ありがとうございます。

○委員長（河本芳久君） お礼だけですね。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっとお尋ねしたいのですが、貸借対照表と申しますか、財政の構造なんです。美東病院だけですね、償却済みのいわゆる固定資産の価格に対して、約20億あるという数字が出ておりますよね。それに対してですね、企業債も残高が20億超しているんですよ。ほかの市立病院の場合は約半分ぐらい、ってことは仮の年数で償却もしてきたが償還もしてきたと、こうことなんです、ちょっと気になるのは、ちょっとここだけなんです。今年残念ながら赤字を計上したというんですが、今年でたからって一喜一憂することはないと思うんですね。先ほど三好委員が言われたようにめったに病院に行かんからと言って、一番市民の皆さんが健康であることが一番いいわけですから。

それはいいんですが、留保財源が現在12億ぐらいありますよね。減価償却以内の欠損金ですから、キャッシュフローはついてくると思うんですが、ちょっと気になるのは、美東病院の財政の問題構造。これについて、わかればちょっと教えていただきたい。こういう現象はどうして起きているのかというだけです。以上です。

○委員長（河本芳久君） 後ほどの説明でよろしいですか、〔発言する者あり〕 それでは、一応途中で休憩を入れますから、その後に今の案件については、御答弁願います。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それではこれより議案第2号平成25年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを採決します。本案について原案のとおり認定する事に御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり認定されました。

次に、議案3号平成25年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について、それから議案第4号平成25年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを併せて議題といたします。関連がありますので、一括して説明をお願いします。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 黄色い背表紙の決算書を御用意くださいませ。

議案第3号平成25年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について、及び議案第4号平成25年度美祢市公共下水道事業会計の決算の認定についての2議案を一括して御説明いたします。

まず、議案第3号平成25年度美祢市公共下水道事業会計の決算の認定についてでございます。決算書第1ページをお開きください。

平成25年度美祢市公共下水道事業決算報告書でございます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入の消費税込みの決算額は4億5,784万6,017円になりました。このうち営業収益1億5,855万8,302円、営業外収益2億9,928万7,715円でございます。

次ページをお開きください。支出でございます。支出の消費税込みの決算額は、4億3,253万3,761円でございます。営業費用3億2,207万187円、営業外費用が1億1,046万3,574円でございます。この結果、税込みの収入支出の差引額は2,531万2,256円の収入超過となっております。

3ページをご覧ください。資本的収入及び支出の説明をいたします。まず収入でございますが、決算額は3億1,185万5,100円です。企業債1,700万円、補助金1,170万円、他会計補助金2億7,395万6,000円、受益者負担金が789万7,300円、その他負担金が130万1,800円でございます。

次のページをお開きください。支出の御説明をいたします。資本的支出の決算額は4億6,592万4,995円でございます。内訳は建設改良費4,161万291円、企業債償還金4億2,431万4,704円です。表の下に補てんについて説明をしております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,406万9,895円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額不足額410万4,544円は、過年度分損益勘定留保資金5,393万245円及び当年度損益勘定留保資金1億424万4,194円で補てんいたしました。

次に、財務諸表についての御説明を申し上げます。一枚めくられまして、5ページをお開きください。平成25年度の損益計算書でございます。ページ中ば、右の列でございます。営業損失が1億6,556万5,172円でございます。下に進まれました下から4行目、3行目でございますが、経常利益、当年度純利益とも2,941万6,800円でございます。

これに前年度からの繰越利益剰余金3,137万329円と合わせますと、当年度

の未処分利益剰余金は6, 078万7, 129円でございます。

次ページ、6ページをお開きください。平成25年度の美祢市公共下水道事業剰余金の計算書でございます。表の中ほどでございますが、当年度変動額が4億731万4, 704円減じております。内訳を申し上げますと、企業債の借り入れで1, 700万円の増、企業債の償還で、4億2, 431万4, 704円の減でございます。改良工事による増が、1, 114万2, 857円、受益者負担金が、752万1, 239円、繰入金が、資本合計の一番右の欄の合計を申しあげております。繰入金が2億6, 915万5, 614円。下水道協力金で、123万9, 810円の増。固定資産の受贈でございますが、175万6, 000円の増でございます。設置等に関する条例第5条による処分額でございます。この第5条というのが、みなし償却をしたものの資本剰余金の直接補填の項でございますが、8万2, 000円の減でございます。当年度の純利益が2, 941万6, 800円でございます。当年度の残高が、142億5, 767万4, 173円になっております。

では、7ページをお開きください。議案第3号の剰余金の処分でございます。処分案をお示ししてございますが、先ほど御説明申し上げました当年度純利益の中から、減債積立金として1千万円を積み立て、建設改良積立金に2, 000万円を積み立てることをお諮りしたいものでございます。この結果、3, 078万7, 129円を繰越利益剰余金として繰り越すこととなります。以上が剰余金処分についての説明でございます。

では、決算説明に戻りますので、次ページ、8ページをお開きください。平成25年度末の期末の貸借対照表でございます。9ページ右の列の2行目をご覧ください。二重線の所でございます。年度末の資産合計は、143億1, 950万2, 411円でございます。対しまして固定負債、流動負債の負債合計でございますが、9ページ最後の行をご覧ください。6, 182万8, 238円でございます。次のページ、10ページをお開きください。下から2行目でございます。資本金剰余金合計の資本合計は、142億5, 767万4, 173円でございます。負債資本合計は143億1, 950万2, 411円でございます。

次に、事業の報告をいたします。おめくりになられまして、13ページをお開きください。事業の報告でございます。建設工事の概要でございます。平成25年度の主な工事を御説明いたしますと、3行目、4行目、5行目の日永準幹線管渠布設工事第

2工区、第3工区を行っています。国庫補助事業でございます。日永準幹線布設工事が合計2,074万4,850円、その他の工事が43件ありまして、一番下の行に合計をお示ししてございますが、合計が2,775万9,900円の工事を行っています。

14ページをお開きください。業務の報告でございます。事業量でございます。事項の一番上の行でございますが、年度末処理区面積は625.08ヘクタールとなりました。前年度に比べ、0.46ヘクタール広がっております。2番の年度末管渠整備延長でございますが、平成25年度末には、11万3,521メートルでございます。401メートルほど進んでおります。では6番に降りていきまして、年度末水洗化戸数、一般家庭でございますが、3,510戸、19戸ほど増加しています。7番の年間処理水量は、110万3,145立方メートルでございます。前年よりも3万6,675立方メートル増加しております。8番目の年間有収水量でございますが、94万5,292立方メートルでございます。24立方メートルほどふえておりまして、ほぼ前年度並みでございます。

では、15ページにお進みください。事業収入に関する事項の御説明をいたします。

事業収入に関する事項、税抜きでございますが、一番左の列の区分欄をご覧ください。上から2行目の営業収益の下水道使用料について御説明いたしますと、税抜きの下水道使用料は平成25年度は1億4,468万4,857円でございます。前年に比べ44万8,578円の増加、前年度比100.3%でございます。

下の表にまいりまして、営業費用、事業費に関する事項を御説明いたします。営業費用でございますが、営業費用が平成25年度は、3億1,688万9,229円でございます。前年に比べ1,122万7,225円ほどふえております。総係費がふえておりまして、増加しておりますが、これは、主には人件費と、認可設計書委託料等の、委託料の増加のためでございます。その下の行減価償却費は前年度に比べ260万4,412円の減少しておりまして、98.5%でございます。営業外費用では支払利息及び企業債取扱諸費が1,091万8,738円の減でございます。前年度比90.5%になりました。

それでは16ページをお開きください。4、会計(1)重要契約の要旨を御説明をいたします。主な委託料の御説明をいたします。1行目美祢市浄化センターほか長寿命化実施設計作成業務に1,330万円を、二段下に進みまして、美祢市公共下水道

事業計画変更業務に504万円を支出しています。事業計画変更の対象期間は、平成27年度から31年でございますので、平成26年、今年度に県知事あてに申請をいたします。

次に、(2)起債及び一時借入金の状況でございます。

企業債は、麦川準幹線管渠布設工事、日永準幹線管渠布設工事、祖父ヶ瀬地区取付管設置工事などに充当するため、下水道事業債、過疎債各850万円を借り入れております。また、当年度償還金は、4億2,431万4,704円ございました。平成25年度末の企業債残高は、35億3,601万9,476円になりました。

以上で、説明を終わります。

○委員長(河本芳久君) 説明が終わりました。ここで暫時休憩したいと思います。10時50分まで10分間の休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

.....
午前10時50分 再開

○委員長(河本芳久君) それでは再開をいたします。ちょっと暑いようですから、上着を脱がれて結構でございます。先ほど、議案第2号に関わって、竹岡委員から質問が出ました。これについて御答弁をお願いします。古屋経営管理課長。

○経営管理課長(古屋壮之君) 先ほどの竹岡委員の御質問なんですけども、美東病院のほう、若干企業債のほう、減価償却に比べて、若干上回っているという事がありました。これにつきましては、美東病院におきまして医療機器の更新、また施設の更新、この関係で若干上回っておるんですけども、今後におきましては病院事業全体として、経費の関係に改善に努めたいと思いますし、医療機器の更新等も計画的に全体を見て行いたいと思います。なお、美東病院におきます市立からの8,000万程度の一時回避は25年度で終了しましたので、そちらのほうは若干、改善させていけるというふうに考えております。以上です。

○委員長(河本芳久君) それではこの件については。〔発言する者あり〕終わりたいと思います。それでは、先ほど議案第3号、4号の説明がございましたが、第3号に関わって質疑をお願いしたいと思います。何かございませんですか。本案に対する質疑はないとみなしてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは質疑なしとして、議案第3号平成25年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分についてを……

〔発言する者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。第3号について御意見なしとみなしてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第3号平成25年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分についてを採決いたします。本案について原案のとおり決する事に御異議はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。次に、議案第4号平成25年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について、質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ものすごい素朴な質問で申し訳ないんですが、利息が55円、単位が違うのかなと見たのですが、やっぱり55円のようなんですが。現預金が3億円近くあって利息が少なすぎるんじゃないけど。見方が違うのか、ちょっと中身を教えてくださいたいのですが。

○委員長（河本芳久君） 三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えをします。受け取り利息が55円となっておりますのは、納付書を水道会計のほうが一緒に出す事によって、水道会計の方に使用料が入ってまいります。それを月に何度か期間を決めて下水道会計のほうに振り替えておりますことから、利息が少なくなったことだと思います。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 他に4号議案に対する質疑はございませんか。それでは御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしとみなし、本案について採決をいたします。原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認め、よって議案第4号は原案のとおり認定

されました。次に議案第8号美祢市福祉事務所設置条例の一部改正についてを、議題といたします。執行部より説明を求めます。三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） それでは、議案書の8-1ページ、それから参考資料の1ページをお開き願います。

議案第8号美祢市福祉事務所設置条例の一部改正についてでございます。

本議案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が、4月23日に公布され、母子及び寡婦福祉法が一部改正され、名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称されたことから、母子及び寡婦福祉法を引用している箇所の改正が必要となったため、美祢市福祉事務所設置条例の一部を次のとおり改正するものであります。

第2条中、母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に改めるものであります。なお、この条例は、平成26年10月1日から施行するものであります。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第8号美祢市福祉事務所設置条例の一部改正についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。次に議案第9号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第11号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これまでの3議案を一括して議題といたします。これらは、子ども・子育て支援法等に関連しますので一括して説明を求めます。三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） それでは、続きまして、議案第9号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第10号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定について、及び議案第11号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、一括して御説明させていただきます。

それでは、議案書9-1ページからでございます。これら3つの条例につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援新制度が創設され、平成27年度より実施予定となっております。

新制度では、それぞれ国の基準が、平成26年4月30日内閣府令及び厚生労働省令で示され、直接子どもに関わる職員の資格や、配置基準、設備及び運営に関する基準等を条例で定めることと規定されたことに伴い、制定するものでございます。

国の示す基準の中には、市町村が条例を定める場合に従うべき基準と参酌すべき基準が示されており、これに沿って定めることとなります。従うべき基準とは、条例に内容を直接的に拘束するものであり、必ず適用しなければならない基準であります。

一方、参酌すべき基準は、地方自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものです。

議案第9号及び議案第10号におきましては、本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国の基準を本市の基準としております。

次に議案第11号におきましては、基本的に国の基準を本市の基準としておりますが、この放課後児童健全育成事業、すなわち放課後児童クラブのことですけれども、これは、現在、同事業を国の放課後児童クラブガイドラインを基本とし、美祢市児童クラブの設置及び管理に関する条例等により、実施しているところであり、一部、地域の実情を考慮し、2つの経過措置を設けております。

1点目として、第9条第2項において、専用区画面積は児童1人につき、おおむね1.65平方メートル以上でなければならない、と規定しております。現在、10ある児童クラブにおいては、すべて確保されておりますけれども、既存の施設で運営していることや今後の児童の入所状況等も考慮し、第9条第2項の規定は、当分の間、適用しないこととしております。

次に、2点目として、第10条第4項において、1つの単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする、と規定しておりますが、1クラブにおきましては、実施

要綱において、定員を50人程度としておりますことから、第10条第4項につきましても、当分の間、適用しないこととしております。

なお、施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上、御審議の程、よろしくお願いいたします。

○委員長（河本芳久君） 議案9号、10号、11号の説明がございました。この3つの議案を一括して質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 議案の11号で美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてということで、今回市も国の意向に沿って、条例案を作成されておりますけれども、今回この中で、第10条で1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40名以下という事が書かれております。それで今後美祢市にあっては、小学校の統廃合とかも進められていって、その学校で受け入れる人数が、地域によってはふえてくる可能性もあります。それで、その中にあって、この学童保育にあたって、一応今後40人以下となっておりますけど、これが50人以上となる。その辺の所の将来の統廃合とか見据えながら、これが40人以下にならんでこれ以上ふえてくる可能性というものは、あるのかないのかこれについてどういった見方をされておりますか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） 岡山委員の御質問にお答えをいたします。先ほど申し上げましたとおり、実施要綱で50人程度ということの規定しております。すでに現在利用されておりますクラブにおきましては、40人以上で、すでに利用されているという施設もございますので、これにつきましては当分の間、経過措置を設けるといふことの条例をこの度願するものでございますけれども、そのほかクラブにおきましては、現在のところ定員よりは若干少ない利用者数でございます。

この度の条例の関係につきましては、現在は、対象児童が小学校1年から3年までが原則対象となっております。条例におきましては、市長が特に認める場合には、小学校6年まで利用ができるということ、これの対象ということ为先ほど申しましたけれども、両親、保護者の方が日中お仕事で、子供の面倒が見られないという事が大原則となっております。

この度の条例につきましては、小学校1年から小学校6年までということが明記されましたので、今後入所児童数の増加も含めまして、40人以下ということは、当分の間適用しないということで、やっていきたいということでございます。

○委員長（河本芳久君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） お話を聞いておりますけども、平成27年の4月からは、今は1、2、3年生の低学年を学童保育で受け入れておりますけども、平成27年の4月からいろんな家庭等の事情で、6年生まで受け入れるということもちょっと耳にしております。それでですね、そういったところで今後特に夏休みになると、人数がふえてくる可能性もあるということですね、今の所50人くらいまでなら何とか今後適用しないということで、対応できるということでお聞きしましたので、少し安心しております。

それで、後、学童保育受け入れに当たってですね、無料ではないと思っております。それで一カ月、低学年で学童保育で小学校終わってからその施設に行つてですね、一カ月どの程度の親御さんの負担といいますか、かかるかどうか。そしてその学童保育で、その中でそれ以外に何かサービスとか、当然図書とかで勉強するんでしょうけども。そのところのサービス状況というのは、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） ただいまの岡山委員の御質問でございます。まず料金につきましては、一応条例で保育料は月額1,500円としております。具体的には、月の中で1日でも利用されれば、1,500円ということで日割りは特にしておりません。プラス児童クラブによっては、指導員の方たちにより、おやつということも出されております。これについては別途徴収ということにしております。サービスにつきましてはですけど、それぞれ児童クラブで、それぞれ指導員の方が計画をされておりますけれども、現状では地域の協議会に委託して委託料を払っているところ、それから市が直営で実施しているところ、それから一カ所につきましては指定管理でお願いしているところ、それぞれお願いする形態が違っておりますけども、だいたい子どもの1年生から6年生までという対象についてですね、それに見合った遊具、それから図書等が配備されて、運営されているという状況でございます。以上です。

○委員長（河本芳久君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 概略だいたい解りました。それで、これ関連なんですけども、

特に夏休みにおける、この長期の休みの場合に、お子さんが学童保育で行って、一カ月が1,500円ですけども、お昼とかいうのは、弁当持参で行くのか、それとも施設で出すのかどうか。基本的には弁当だろうと思いますけれども、そういったところの取り決めとか何かそういったものはあるのでしょうか。最後にお尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） お昼については、それぞれ児童が弁当を持参ということで利用されています。それから、今学童と言われましたけども、児童クラブということで、御理解いただければと思います。

○委員長（河本芳久君） 他にございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。この子どもシステムというのは、国の制度で待機児童の解消が目玉になっていますけど、幼稚園と保育園の一体化という事が一番大きなことだと思いますが、これを一体化した場合に、0歳児から2歳児の子供たちは、入れなくなるのかどうかということと、それから、これは先ほどありましたけど、従うべき基準と、参酌の基準というのがありましたけど、こういったところで市の保育の責任が、緩和されてしまうのではないかということもありますが、大丈夫なのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 御質問の趣旨がよく解らないところなのですが、基準はあくまでも国が示しております。これによって市がですね、今までやっていた事より——以下といたしますか、そういうことは無いので、適正な保育を実施するための基準でございますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

それと2歳児以下がとおっしゃいましたが、2歳児以下も当然受けておりますので、ただ認定保育園——幼稚園がですね、認定保育園を受けたとして、どういう形態を取るか、どこまで見れるかというのはそれぞれの幼稚園によって違いますので、そこはいま、幼稚園さんもどうするか非常に考えてらっしゃいます。ただ、国の基準がまだ定かではないので、今のところ来年度採用といたしますか、応募について非常に苦労しながらお互い話している状況ですので、ただ先ほど言いましたように、0歳児、2歳児以下をみないという事ではございませんので、そこは御了承いただければ。

○委員長（河本芳久君） その他ございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この中に、居宅訪問型保育事業とかあるんですが、これは美祢

市ではどのように取り扱われるんですか。

○委員長（河本芳久君） 三浦市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（三浦洋介君） ただいまの三好委員の御質問にお答えします。この第10条で家庭的保育事業等——どちらも関連しておるんですけども、居宅訪問型保育事業でございます。そのほかに3つの事業が、この度、市が新たに許認可を行う事業ということで、国の方から基準が示されました。主に0歳児から2歳児の乳幼児の保育を行うということです。

現在この家庭的保育事業、これは定員5人以下、小規模保育事業、これが定員が6から19人、居宅訪問型保育事業、これにおいては1対1を基本とする事業、それから事業所内保育事業、この4つが国の基準で示されております。現段階では美祢市においては、この4つの事業については今のところ予定はしておりませんが、最終的には現在市が、子ども・子育て支援会議、この中で美祢市の子ども・子育て支援事業計画、これは5カ年計画なんですけども、これを策定することとなっています。この中で今後の5カ年の児童数の見込みと、そのあたりを勘案して、この会議の中で最終的には決定をして、これの事業に向けて実施していくという事になろうと思います。現段階では予定はしていないということでもあります。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） いまこれは、現段階では予定をしていないということですけど、先ほど聞きました保育園と幼稚園が一緒になって、その2歳以下が入れない事の受け皿づくりではないかと思ってお尋ねしましたが、最初にお尋ねしたんですけど、美祢市の場合は0歳から3歳まで受け入れるということで、なるべくこういった、さっきのも住民の要望が、ちゃんと働く人の、お母さん達の働きやすいようにしていただきたいと思います。

そしてちょっと一つ思うんですけど、この認可保育所をつくる時に、国が2分の1、市が4分の1の負担をしてきた部分を、施設整備の補助金を国が廃止したとあるんですが、どうなんでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） 今の施設の整備に関しての廃止というのは、条例のどこかにありますか。——保育所の再編計画の御説明の中で、市がやる保育施設の設

備、施設の更新、新築等については、平成16年から国の方針として補助をしないと。それで、私立といいますか——がやられるものについては、従前どおり補助があるのは事実なんですけども。言われた趣旨といいますか、内容がどこを指しておられるかというのをもう一度。

○委員長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 国が示す子ども支援システムの中に、待機児童解消というところの中で、解消のために認可保育所をつくることになると、先ほどもありましたけども、保育園の事がありますが、こういったところで、補助金を廃止すると——のではないのですか。〔発言する者あり〕

○委員長（河本芳久君） 井上市民福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） すみません、どの資料から出たものかというのが。

○委員長（河本芳久君） ちょっと整理をしたいと思います。どうぞ。

○委員（三好睦子君） 国の事ですけど、国の政治が自治体に降りるので、ちょっと聞きましたが。〔発言する者あり〕

○委員長（河本芳久君） ちょっと整理したいと思います。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、美祢市においては待機児童はないんですけど、先ほどありましたように居宅訪問型保育所とかというのが、いずれ保育園と幼稚園が一体になった時に、2、3歳を受け入れないような方向になっているのが新システムなので、そういった受け皿として、居宅訪問型保育事業とかというのがここに列記されていると思うのですが、これは今美祢市にないと言われましたけど、この新システムが進んだ場合にこういったこともあるのではないかと。これはそういったときに、新たにつくれば建設のための補助金とかはどうかと聞いたのですが、今この居宅型保育園はないということなので、今の質問はちょっと心配して言ったので。今後は0歳から3歳までの子供たちの、保育の——子供たちを預ける所がなくならないようお願いをしたいと思いますので。そういった事を心配して質問をしました。

○委員長（河本芳久君） 井上福祉部長。

○市民福祉部長（井上孝志君） まずは誤解のないようお願いをしたいんですが、今回の改正は特に都会において待機児童が非常に多いということで、いろんなケースの保育ができるようにということで出されました。ですから先ほど言いました、家庭的保育とかですね、そういうのはほんと小規模なところで、小さい事業者の方がやられ

る、それに対して認めようと。しかも補助を出そうということで、いろんな形態で待機児童をなくそうというのが基本にはあります。当美祢市については、実際問題として待機児童というのはありません。

それと家庭的保育が必要かどうか、今でも例えば綾木保育所なんかは5、6人で保育されておりますけど、形態としてはそんなイメージだと思うんですが、それと、当然3歳児以下、0歳児から受けております。美祢で、これは、公立の保育園でもそうですし、私立の保育園さんでも受けていただいています。ですから、現状美祢市の中で、そういう不満とか問題点とかいうのは、保育に関してはないと思っておりますので。それは国全体ではいろんな問題があります。それはわかりますけども、美祢市の中の現状はきちんと見ていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） それではこの件はうち切りたいと思います。一応そういう懸念をされるというようなことも考えられますけども、美祢市には実態がないということでこの件は打ち切りたいと思います。その他はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） ございませんでしたら、この3つの議案に対して一括で御意見等を伺いたしたいと思います。三好委員。

○委員（三好睦子君） 9号と10号です。これは、子ども新システムのことについてですが、これについてはまだ今の、答弁にありましたように、まだ国が固まってないこともあります。美祢市において、現状のままで。新システムのことについて、問題点が多いので、まだまだこの子ども・子育て新システムに取り掛かるという事について、この9号と10号については、賛成できません。

○委員長（河本芳久君） 今、反対意見がございましたが、その他、御意見がございませんか。

〔「反対の意味がよくわからん」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これよりそれぞれ、採決を行いたいと思います。議案第9号美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございません方は、挙手願います。

〔挙手多数〕

○委員長（河本芳久君） 賛成多数でございます。議案第9号は、原案のとおり可決されました。次に議案第10号、これについて採決をしたいと思います。本案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○委員長（河本芳久君） 賛成多数により、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第11号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） では、議案書14-1ページをお開きください。参考資料は3ページ、4ページでございます。

議案第14号は、美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

参考資料を使って御説明をいたしました。3ページに水道事業の新旧対照表がございます。この条例改正は、両条例中の資本剰余金に関する条を削るものでございます。参考資料3ページの水道事業に関するものですが、水道事業では第6条を削り、のちの条を一条ずつ繰り上げるものでございます。次ページ4ページを、お開きください。下水道事業では第7条を削り、のちの条を一条ずつ繰り上げるものでございます。

では、改正理由を申し上げます。御存知のように、平成26年4月から、地方公営企業に新会計基準が適用されております。新会計基準では、みなし償却制度が廃止されておりますので、今までの減価償却費をすべて計算替えしております。今ある資産で減価償却の対象となる資産の取得に充てられた補助金等は、新しくなった貸借対照表上ではすべて長期前受金に移行しております。資本剰余金の中には残っておりません。それで今後、補助金等で取得した資産の除却をするときに、除却損に資本剰余金を直接補てんする経理がなくなりましたので、資本剰余金の直接補填について規定し

ております資本剰余金の条を削るものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） すみません、議案の説明の訂正をいたします。4ページでございますが、美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例でございますが、第7条と申し上げましたが、申し訳ありません、第5条を削り以下の条を繰り上げるものでございます。訂正をいたします。

○委員長（河本芳久君） 追加説明が終わりました、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第14号美祢市水道事業の設置等に関する条例及び美祢市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 議案第15号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書につきましては15-1ページ、参考資料につきましては5ページから7ページとなっています。

このたびの改正につきましては、病院等を初めとする医療機関における診療科目の標榜につきまして、医療法について定められておるところでございますが、その医療法の改正に伴いまして、診療科目の標榜に関する規定において、条項の変更が生じたことから、これを引用する本条例について所要の改正を行うとともに、議案14号の

ほうでもありましたが、水道事業同様に、新地方公営企業会計制度への移行に伴い、みなし償却制度が廃止されましたので、併せて所要の改正を行うものであります。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第15号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋敦子君） それでは、議案第6号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。補正予算書の6-1ページをお開きください。このたびの補正は、平成25年度、前年度における事業の精算の結果、超過交付となりました過年度国県補助金等の返還に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,090万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億6,920万2,000円とするものであります。

6-10、11ページをお開きください。歳出について御説明します。5款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・2目償還金、001国庫支出金等精算償還金として、1,090万6,000円を増額補正しております。これは、平成25年度の介護保険事業の精算の結果、介護給付費等において、超過交付されました補助金等を、国や県に返還するものであります。財源につきましては、全額、前年度繰越金を充てることとしております。

説明は以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 本案に対する質疑なしと認めます。御意見はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 本案に対する御意見なしと認めます。それでは、これより採決いたします。議案第6号平成26年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。原案のとおり決することに御異議ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号平成26年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 黒い背表紙の補正予算書を御用意ください。議案第7号平成26年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の御説明を申し上げます。

予算実施計画書2ページ、3ページをお開きください。この度の補正は、四郎ヶ原川東簡易水道を上水道に統合するための実施設計委託料1,830万3,000円を計上するものでございます。この補正により、資本的支出を1,830万3,000円増額し、資本的支出を5億2,557万4,000円とするものでございます。

補正の理由を御説明いたします。四郎ヶ原配水池は、平成25年度に水漏れの修繕をしておりますが、かなり劣化が進行しておりまして、近々配水池自体の更新をしなければならない状態になっております。水道ビジョンでお示ししておりますが、四郎ヶ原配水池の更新に併せまして、四郎ヶ原簡易水道・川東簡易水道を上水に統合することを計画しています。両簡易水道の水源を上水道に切り替えるものでございます。

この統合によるメリットとしましては、四郎ヶ原簡易水道のポンプ室は、厚狭川の増水による浸水リスクが回避できること、川東簡易水道は、数年に一度水量が不足することがありまして、運搬給水をしてしておりますが、この水量不足の解消を図るものでございます。両簡易水道とも、取水・浄水等の施設を廃止しまして、水質管理を上水道で一元化する計画でございます。

予算書1ページにお戻りください。補正予算第2条でございます。第2条資本的収入及び支出の条をご覧ください。この補正により、平成26年度美祢市水道事業会計

予算書第4条中、予算書の第4条は資本的収入及び支出でございますが。本文かっこ書き中、かっこ書きは補てん財源についての説明でございます。資本的収入額が資本的支出額対して不足する額、2億6,573万6,000円を2億8,403万9,000円に改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額728万5,000円を864万1,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金2億4,641万2,000円を2億5,185万8,000円に改め、当年度分損益勘定留保資金1,203万9,000円を2,354万円に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑がございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 四郎ヶ原とそれから川東の簡水、これはまあ、我々政和会と友好会派、随分もう前からですね、20年前頃からですね、簡水と上水をつないだらという話をしていたんですが。こないだお配りをいただいたこの美祢市の水道ビジョン。で、ひとつ最後にですね、あのこの中にあるのは、財政計画はアセットマネジメントに基づく老朽化施設の更新等のと、わかったようなわからんようなことが書いてあるんですが、ちょっとこのことにもついて、お聞きしたいんですね。わたしはやっぱり将来的には、曾原と岩永の上水、簡水つないでもいいんじゃないかというぐらいの気持ちを持っているんですね。一般質問で申し上げましたように、この、国が示している中で30年ないし40年ぐらいのスパンでものを考えると、こう書いてあるんですね。したがって、一般質問の時も執行部が出したのは20年の対比が出してあったんで、逆に私達は40年の計画を試算してみて、質問したという経緯があるわけですね。そこでですね、お尋ねなんです、この財政計画どういう手順でとろうとされているのか、その辺がお分りの範囲で結構ですから、ちょっとお示しをいただきたいというふうに思います。

○委員長（河本芳久君） 三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。水道ビジョンでつくっております財政計画と申しますのは、標準的な方法により、アセットマネジメント財政計画をつくっております。しかしながら、それは標準的な方法でございまして、美祢市の実情としては、今もっている補填財源が少ないこと、水道料金が右肩下がりに入ってまいりますこと、その傾き方が大きいと、そのように考えております。

それでこのアセットをつくっているところではありますけれども、アセットマネジメントの計画というものは立てておりますけれども、1年間の費用が3億円、アセットマネジメントをした後で1年の費用が4億円近くという計算がでておりますので、それを到底水道事業でやっていくことは、財政的に不可能と考えております。入ってくる収入などの財政計画を基に、事業の更新を考えておりますけれども、限られた資金の中で必要な事業を更新し、残りの事業費で配水管を布設替えとする順序になるかどうかと思います。

また、美祢市の要因としましては、今から後、硬度低減化に対する費用が、大きな事業費が出てまいりますので、アセットマネジメントをした後、その後の事業費ですね、事業費の更新も考えながら、またアセットマネジメントとの調整を考えながら、財政計画をもっと細かく立てる必要があると考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） あのアセットマネジメントに基づきって言って、市民の皆さんは解るんかね。私もよう解らん。

したがってですね、アセットマネジメントの基本的な考え方、あるいは検討期間は先ほど私が申しあげましたよね。国は30年ないし40年というスパンで考えようということですから、それはいいんですね。ですが、この資産管理をする原課として、どういう基本的な考え方で進められるのか。財政計画、今のような話じゃあ、いつまでたっても出てこないと思うんですね。監査意見書の中にも、随分前から指摘をされながらですね、こんにちに至っているんですね。で、もう一つは28ページ、皆さんお持ちでないからちょっと詳しく言いますが、水道施設及び管路の更新と耐震化ということで取り上げてあるのが、またここでダウンサイジングしながらと、こう書いてあるんです。ダウンサイジングって、2つの意味があると思うんですね。どういうことでそれを再構築していこうというお考えなのか、大きな問題ですから、お聞きしたいと思うんですね。で、これが財政計画に反映を当然してくる。それがですね、今諮問を受けています基本計画の後期5カ年の計画の中にもですね、大きく左右してくるんですね。財政計画いいですよっていうなら、それでいいですが。そうしたところをもう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） アセットマネジメントの基本的な考え方でございますが、今、厚生労働省のほうからアセットマネジメントの指針について出ております。その方法に基づいて、一応のアセットマネジメントで数字を出しておりますけれども、方法と言いますのが、管路・施設を優先度、老朽度、重要度などに分けまして試算年度による更新をする場合、または1.5倍にする場合というふうに大まかに分けるものでございます。その大まかに重要なもの、重要度が少し小さいもの、少ないものというふうに分けますけれども、重要度の高いものは耐用年数で更新する、2番目に高いものは耐用年数の1.5倍で更新するというふうに一応の手順が決められているものでございます。

現段階ではその手順に沿った数字を出しているものでございますけれども、施設の重要度、老朽度を基に出しているものでございますけれども、実際に今マクロマネジメントをやっている、そこまでができている状態でございまして、それから先は、細かい管路の管路・施設の年齢、重要度などに基づきましてミクロマネジメントを計画していかなければならないとそのように思っています。

また、全体の資金でございまして、使用量とこれからの事業計画に合わせまして、それを考えながら残った費用で更新計画を立てるということを基本にしております。残った費用と申し上げましたけれども、ある一定以上は管路の更新、施設の更新に費やしたいと、そのように思っております。

また、ダウンサイジングについてのお尋ねでございます。このダウンサイジングについては、今公開しております水道ビジョンについては、下の方に注釈をつけております。ダウンサイジングと申しますのは施設を小さくすること、効率をよくすることという意味でございまして、水道事業においてダウンサイジングと申しますのは、施設の統廃合のことでございます。施設をいかに小さくし効率的な水運用でございまして、最大給水量を賄える大きさの縮小した事業規模でやっていくことが一番効率的であろうとそういうものでございまして、できるところは水運用し、施設を小さくし維持管理を安くあがるようにコストダウンを図るということでございます。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 分かりました。市民が聞いて何のことかわからんと思うんですよね。確かに今おっしゃったようにダウンサイジング、当然効率化というのが一

番大きな問題だろうと思うんですよね。そのためには、費用をどうやって下げるかというのがあると思いますが、もう一つは今おっしゃったように組織そのものをどうしていくのかっていうダウンさせるというやり方もありますよね。

そこで私が今回、四郎ヶ原、川東簡水、これをつないで、上水とつないで、上水と簡水、非常にいいと思います。私達もこれ20年前から、これ言い続けてきたわけですから。したがってですね、私がさっきほど申し上げたのは、岩永と上水とつないでってことを視野に入れながらですね、考えていく必要があるんじゃないかと。突飛な話かもしれませんがね、そんなに距離はない。確かに送水管そのものにはインシヤルコストがかかるんですが、先ほど申し上げたように30年、40年というスパンで物事を考えるならば、当然費用は回収できるということになると思うんです。当然経営の効率化も図れると、こういうことだと思うんです。

ただアセットマネジメントについては基本的にですね、今の説明は市民の皆さん分かんと思うんです。ですから、例えば計画期間を30年ないし40年というスパンの中で物事を考えて行く必要があろうと、私は思うんです。そして、基本的に、今おっしゃったようにミクロ・マクロっておっしゃったですね。民間の人たちがお聞きになっても、ミクロマネジメントとかマクロって言われても、それは私はよく分からないと思うんです。ですから、今そのマクロ的な、言い方は悪いんですが、大きな骨子は、骨組みは考えられたと。したがって今からは手先や指先を調べていこうと、そういうことから資産管理をきちんとしようというお答えだと受け止めてよろしゅうございますか。

○委員長（河本芳久君） 三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御意見にお答えいたします。そのように計画をしております。これから大まかな数値というのは目標金額というのは出ておりますので、それをどのように実際の財政状態に当てはめるのか、どこの管に優先順位をつけるのか、どこの施設を一番最初にやり替えないといけないのか、それらを考慮しながら細かい実施計画を立てていくこととなります。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） それでは、質疑はほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは今の補正予算に関して質疑なしと認め、御意見をお

伺いたいと思います。意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 意見なしと、それでは採決に移りたいと思います、本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。佐々木企画政策課長。

○企画政策課長（佐々木昭治君） それでは、議案書の16-1ページをご覧ください。議案第16号は、美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

これは、平成22年9月に策定しております美祢市過疎地域自立促進計画に、財政的に有利である過疎対策事業債を活用する事業を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

それでは、一枚めくっていただきまして、16-2ページをご覧ください。このたびの変更は、3つの施策において、新たに4つの事業を追加するものです。まず、2産業の振興の観光又はレクレーションと、ソフト事業を対象とします過疎地域自立促進特別事業に、JR美祢駅の駅舎の一部を、新たな美祢市の情報発信スペースとして改修し、運営を行います、地域情報発信事業を加えます。

次に、4生活環境の整備の下水道処理施設の公共下水道に、長寿命化対策として計画的に改築を行います美祢市浄化センター改築工事を加えます。

最後に、7教育の振興の学校教育関連施設の調理場に、共同調理場の統廃合に伴う、共同調理場の改修並びに備品等の購入を行います調理場数適正化事業を加えるものです。

説明は以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました、本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。これより議案第16号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本会議で本委員会に付託されました議案13件に付きまして、審査を終了いたしたいと思えます。その他委員の皆さん何かございましたら御発言をお願いします。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） これは委員長にお尋ねをしたいと思うんですね。昨年の行政視察の事について、委員長も政治は最大の道徳であるという御認識だろうと思うんですね。私もそのつもりで質問をしたいと思うのですが、昨年の視察の時、18、19と参りまして、18日の日は目的地に着くための日程だからということだったんですね。それでいみじくもバスの中でお酒を飲む。私は飲まんじゃったけども、酒を飲まれた。ある議員さんが。そのことを指摘しながら、ちょっと夜にトラブルがありましたね、ご本人と、私はもう帰りました。

したがって帰ってきたら、御承知のように私は職場放棄と、職務放棄ですか、職場放棄というたら、我々企業では、普通クビなんです。議長も企業経営しよってやけど。どうしてですか。いや、笑い話で良いんですよ。という処分を受けておるんですよ。私は。ですから職場放棄でクビになるのなら、私を除名してください。クビにしてください。それから今の行政視察の議論をしていただきたいと、こういうように思っています。なぜかという、方や処分だけ、後は良いと、それで私がその雰囲気が悪いとかいったと、いや悪いじゃないと、事実無根だということどうとうと話をされました。結果として、私は市民の皆さんから非難を受けています、現在も。日当を払えば良いというもんじゃない、戻せばいいというもんじゃないと、このように言われています。

そこで今回も、副委員長が中心に、次の視察はどこにするのかという事を今やっておられます。その御苦勞に対しては敬意を払いますが、その前にやはりね、これははっきりしておかなくちゃならない。議論をしてくれと言ったら、会派代表者の会議で何か話されたという話なんです。どうなったのか、その辺も分かりません。委員長がこの辺をきちっとどのように整理をされるのか。行きしなからバスの中で酒を飲むよ

うなそんな視察であったなら、私はやめた方がいいと。税金の無駄遣いですよ、本当に。この前山中委員さんが会派で行かれた、その結果、本会議場で一般質問をされたりいろんなことをやられました。これは私はすごいと思いますよ。これが本当なんです。だったら我々会派でもですね、行きます。行って勉強して、そして一般質問したり政策提案をしたりやっております。常任委員会も行ってもやっていないんです、そういうことは。だから私は無駄遣いだといっているんです。その辺をきちんと整理をしていただきたいなとこういうふうに思います。

○委員長（河本芳久君） 今の質疑なり提案、これは本会議でもございましたし、既に議長のほうから、この行政視察についてはやはり市民の疑惑をもたれるような行為をしてはならないと、やはり目的に沿って行政視察はやるべきであると、こういう形で会派代表者会議では取り纏めをされておりますし、これから26年度の総務民生委員会の行政視察についても、当然皆さん方の忌憚のない御意見をいただいて、やるかやらないか、やればこういう形でやると。今日はちょっとその辺の所を含めて、後ほど提案をしようと思いましたが、この委員会の中で御意見がございましたので、委員の皆さん方、御意見がございましたら。この行政視察は——はいどうぞ。

○委員（竹岡昌治君） 私は委員長にお尋ねしたんですよ。皆さんにお尋ねしたんじゃないんです。委員長はどうお考えになるんですかといってるんです。お酒飲んでも良いんですか、いけないんですか。いいんですか。そして私が処分を受けて非難を受けているんですよ、何の釈明もないんです。目的地に行くまでだからとおっしゃったんです、あの時にね。19日は良かったですよと。こうおっしゃっているんです。いつ帰られたんですか。19日にはもう帰っているでしょう。だから私は言ったでしょう日帰りでもできますよと。したら、いやできんと。こうおっしゃったんです。朝早うから行って、何をしてきたのか僕はようわからなかったから、それを言っているんですよ、そんな無駄な視察はやめましょうやと。そして、しかもそういう事がおきて、私は処分を受けて非難を受けてという状態のままなんですよ。このままだったら、私は常任委員会の視察はやめるべきだと思います。

○委員長（河本芳久君） 今委員長に対する質問がありましたので、一応、島原市における行政視察は、朝も午前10時から、昼からは現地視察、そういった日程での受け入れと、視察内容であったから、1泊2日が必要であると。こういうことで1泊2日の行程を組んだと。そして、行く途中で、昼は、その日は、行政視察というのがござ

いませんので、食事の時に、ビールを飲まれる方は、全員が飲んだわけではございません。飲んで、後バスで移動する際に、缶ビールを購入して乗ったと、こういう形でございます。市民の皆さんも、朝から宴会したとか、そういった誤解は我々も一切やっていないと。しかしそういう、この視察の行程の当日は、何ら視察は内容はないけれども、行く過程においての、そういうお酒を、昼の昼食時に飲むということは、これは慎むべきで、あってはならないと、こういうことを議長も、会派代表者会議で申されて、当然今後はこういった事について、疑惑の念を抱かれるような行政視察は謹んでいく、やってはならないと。こういうことで確認をしておるわけです。

それで夜の夕食における恒例の食事会の中で、親睦を含めてということでお酒は出ました。このお酒を出す中で、竹岡議員はやはり不謹慎だから私は帰ると、晩に帰ると言って帰られた。我々としては帰られる以上はこれを止めることもできないので、研修はきちっと最後までやって、一定の成果を得て、研修の報告も、行政視察の報告も、やっているわけです。

行政視察のあり方そのものに対して今のように娯楽性とか観光とかそういったことは、当然それがあってはならないし、そういった形では一切今後我々はやってはならないと、ただこれまでの慣例で昼食時に、その日に行政視察があるわけじゃないから、安易に昼の時間にビールを飲んだ方もおられたと。これに対して、厳しく批判があるし、我々も誤解を招くということで、今後こういったことについては、慎むと、やらないと。こういうことも確認をしております。はいどうぞ。

○委員（竹岡昌治君） もともとですね、島原はジオパークはですね、あそこの人たちが一生懸命——これは言い方が悪いんですが——一生懸命努力をされて勝ち得たものではないんです。今美祢は一生懸命、官民学も含めて一生懸命取り組んでいます。

あそこは大きな大会をやって、その席でここは良いねというんで、逆に上から下りてきたものですね。私はもうそれを何年か前から行って、この間、去年も申し上げたように3回ぐらい行っています。中身も知っています。ですが、私が申し上げたいのは、まあ皆さんは、まあ今度からちゃんとしようねと済むじゃろうけど、私は処分を受けているんですよ。それに対して名誉の回復はなにもできていないんですよ。やっぱり職場放棄ですか、だったら除名してくださいよ。

○委員長（河本芳久君） この問題については、今回のメンバーの中には、当時の総務民生委員のメンバーの中一部変更〔発言する者あり〕御意見はございませんですか、

委員の皆さん。私とのやり取りだけじゃなく、私は委員長としてそういうな対応をしてきたつもりですから。というのは、こういった昼食時における、また夜においてもそういった酒の場を設けるといような事については、これは誤解を招くから、また、しかも我々の自分たちのお金であっても、そういった勤務の中だからと厳に慎みましょう。やりませんということを申し合わせておるんです。これ以上のものはありません。〔発言する者あり〕皆さんどうですかね。職場放棄されて処分したと考えかたになっておるのかいね。〔発言する者あり〕三好委員。

○委員（三好睦子君） 今その職場放棄の処分を受けたって、初めて聞くんですけど。誰が処分して……

○委員長（河本芳久君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 出張命令に従わないと、そういうことで処分を受けたんです。

○委員長（河本芳久君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 誰が処分したんですか。

○委員長（河本芳久君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） それは当然議会でしょう。〔発言する者あり〕それもね、私に何のあれもないんです。だから市議会批判はそのまんまになっていますよと、僕は言っておる。

○委員長（河本芳久君） 我々としては、行った同僚としては、議員としては何故帰られたか、酒を飲んだから、そういうのはやっぱり不謹慎だから帰られたのか……

○委員（竹岡昌治君） それは違います。それは飯は食べたわけだから、そんなことで帰ってません。

○委員長（河本芳久君） それでは帰られた本当の意図は〔発言する者あり〕それがわからないと我々は酒を飲んで不機嫌になるとこういう受け止め方しか今まではしておりません。

○委員（竹岡昌治君） 良いですか、委員長。日ごろから、法律じゃルールじゃとやかましい坪井議員さん。いいですか。昼にビールを飲まれて車でまた飲まれて、ずーっと、酔っ払ったままホテルに着いて。一滴も飲まない私からしたら、そんな雰囲気耐えられません。同じバスの中で。そして宿に着いたら、議運とメンバーが違うから雰囲気が悪いと言うたんか、叱られたけど。本人が言うた言わんの世界ですからこれはお互いが。私と、誰かいね、貴方（山中委員）が居らんのか。2人の名前を出された

んですよ。——が居るから雰囲気が悪いつておっしゃったから、悪けりゃ帰ろういやといった。本来そこでお互いの議員が親睦を高めるべきでしょう。これ以上居ったら喧嘩になるから、じゃあ私が退こうという判断で帰ったんじゃないから、別に他に理由はありません。さらに、19日の日程も十分熟知していましたし、もう行く必要はないという判断で帰りました。

○委員長（河本芳久君） 視察した議員たち全員が、今のような雰囲気を云々という事を受け止めて、そして竹岡議員が、帰られたというのは今始めて私は知りました。〔発言する者あり〕委員の皆さん方、何かこれについて、投げかけられておりますので、御意見がございましたら。それではこの件については、当然後ほど委員相互の件として、検討もいたしたいと思っておりますので、本委員会における審議はすべてこれをもって終了いたします。はい、秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今の竹岡さんの日当の返還の所ですけども。一応出納閉鎖が5月ですから、それにおいて処分というよりも、そういうような手続きをさせてもらったということはちょっと局長の方から話をしてもらって。

○議会事務局（石田淳司君） それでは、竹岡委員の2月の総務、当時は総務企業委員会でしたが、行政視察の旅費の件について、御報告をさせていただきます。

このことにつきましては、出張といいますのはあくまでも、議長の命令によるものでございます。竹岡委員が先ほどから話がありましたように、18日の夜に帰られたということでしたので、19日の視察には同行をされていないという結果に基づきまして、19日の日当分、旅費の支給に関する条例に基づき、旅費1日3,000円の日当は、市の方に返還の事務処理をしたということでございます。以上です。

○委員長（河本芳久君） 何か議長（秋山委員）、意見がございましたらひとこと。

○委員（秋山哲朗君） 今の日当と要件については私の指示によって、そういう処理をしないと5月は出納閉鎖でございますので、そういう処理をさせていただきました。

なおかつ私自身反省しなくていけないのは、午後の視察の折に、私の方からお酒を買ったというのはこれは事実でありますし、これは深く私も反省をしております。これからぜひこれを活かして、今後こういう事のないように。ただ視察目的をしっかりとしっかりしながら、なおかつ議員同士の親睦も図るということで、視察が終われば、和気あいあいと親睦を深めるのも、目的の一つだと思いますので、決してお酒を飲んではいけないということは私は考えておりません。ただ視察の時間においては、やは

り慎むべきだと思っております。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） それでは行政視察については、行政課題に対応するために市民の期待応えるための視野を広げ、そして美祿市の行政課題対応のための視察であると、これはみな共通の理解をして、その視察先を選定して一定の成果を得てこれまでもやってきております。これには変わりございません。ただ飲食を伴うということについては、誤解を招くと、自分のお金であっても、研修の当日は、研修がなくても、途中であろうとも、誤解を招く行為はやってはならないと、こういうことはお互いが共通理解しておりますのでこれに対して、竹岡委員の今の発言については、これは今後議会で検討していく問題と思います。それでは一応これでこの件については終わります。すべてこれで終わりたいと思います。本日は大変ご苦勞さんでございました。

午後0時30分 閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年9月5日

総務民生委員長 河本芳久